

近江八幡市公告

市職員採用案内パンフレット作成業務委託について、公募型プロポーザルによって事業者の選定を行うので次のとおり公告する。

令和7年6月3日

近江八幡市長 小西 理

第9号 市職員採用案内パンフレット作成業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

近江八幡市

1 目的

近江八幡市の職員採用において、「有為な人材の確保」、「採用試験の受験者数の増加」を目的に、近江八幡市の概要や職員の仕事の内容、働く魅力、人材育成のポイント、勤務内容等について掲載し、情報提供を行うことにより、市役所で働く魅力を広く効果的にPRするパンフレットを作成する。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 第9号 市職員採用案内パンフレット作成業務委託
- (2) 委託場所 近江八幡市 桜宮町
- (3) 業務内容 第9号 市職員採用案内パンフレット作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 履行期限 契約締結日から令和7年12月26日まで
- (5) 見積価格上限額 1,353千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。業務委託料の積算にあたっては、見積価格上限額の範囲内とすること。

3 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件の全てを満たしている者であること。

- (1) 地方自治法（昭和22年政令第16号）施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (4) 当該委託の落札決定の日までに、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 当該プロポーザルに参加しようとする者の間に資本的関係又は人的関係がないこと。
- (6) 公告日前日において、令和7年度近江八幡市役務提供入札参加有資格者名簿に「広告企画業務」で登録していること。

ただし、登録されていないものは、4（競争参加資格審査申請）に基づき申請を行い、承認を受けること。

- (7) 過去5年間に、官公庁及び外郭団体の職員採用案内パンフレットの作成（原稿の企画立案、取材、撮影、デザイン、公正、編集及び印刷製本までを一貫として行うもの。）について、元

請として受託した実績があること。

4 競争参加資格審査申請

当該業務委託の参加希望者のうち、令和7年度近江八幡市役務提供入札参加有資格者名簿に「広告企画業務」で登録されていないものは、次のとおり申請すること。

(1) 申請書の受付期間及び受付場所等

ア 受付期間 令和7年6月11日（水）

午前9時から正午まで

イ 提出書類 別途定める市職員採用案内パンフレット作成業務委託における役務提供競争参加資格審査申請書提出要項のとおり

申請を希望する場合は、「13 担当部署」に受付期間に申請できるようあらかじめ連絡すること。

ウ 提出方法 持参

エ 提出場所 近江八幡市総務部人事課

(2) 競争参加資格審査申請時に受領書を発行しますが、申請書の内容を確認したものではありません。

(3) 受付後、入札に参加する為の参加資格を審査し、参加資格を有すると認めたものをプロポーザル参加対象者とし、電子メールにより通知し、後日、書面で郵送する。

(4) 4(3)で認めた競争参加資格については、当該委託のみ有効とする。

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 実施要領等の公告 | 令和7年6月 3日（火） |
| (2) 質問書の提出期限 | 令和7年6月11日（水）午後4時まで |
| (3) 質問回答の公表 | 令和7年6月16日（月） |
| (4) 参加表明提出期限 | 令和7年6月25日（水）午後5時まで |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和7年6月25日（水）午後5時まで |
| (6) 審査（プレゼンテーション） | 令和7年7月上旬 |
| (7) 審査結果通知及び公表 | 令和7年7月中旬 |

6 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

ア 提出期限 実施要領の公表から令和7年6月11日（水）午後4時まで

イ 提出書類 質問書（別記様式第1号）

ウ 提出方法 持参、FAX又は電子メール。ただし、FAX又は電子メールによる場合は、送信後その旨を電話により連絡すること。なお、口頭や電話による問い合わせは、一切受け付けない。

(2) 質問の回答

ア 回答期日 令和7年6月16日(月)

イ 回答方法 近江八幡市ホームページにおいて回答を公表

<https://www.city.omihachiman.lg.jp/riyoushabetu/jigyousha/nyusatsu/index.html>

7 参加表明

プロポーザルに参加を予定する者(以下「参加予定者」という。)は、次のとおり手続きを行うこと。

(1) 提出書類 第9号 市職員採用案内パンフレット作成業務委託に関する公募型プロポーザル参加表明書(別記様式第2号。以下「参加表明書」という。))

(2) 提出部数 1部

(3) 提出方法 持参、郵送(書留郵便に限る)又は宅配便

(4) 提出場所 〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地
近江八幡市総務部人事課

(5) 提出期限 令和7年6月25日(水)午後5時

(6) 留意事項

ア 提出された参加表明書等の修正又は変更は認めない。

イ 提出された参加表明書等は返却しない。

8 辞退

参加表明書等の提出後に本プロポーザルの参加を辞退する場合は、参加辞退届(別記様式第3号)を次のとおり提出すること。なお、この場合において、当該業務以外の業務において不利益を被ることはない。

(1) 提出方法 7(3)に同じ

(2) 提出場所 7(4)に同じ

(3) 提出期限 審査の前日まで

9 企画提案書の作成要領

企画提案者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提案内容

企画提案は次の事項について提案すること。

ア 基本コンセプト

a テーマ・構成について提案すること

b 工夫や強調したい点について説明すること。

イ 企画提案内容

a 企画案について説明すること。

b ページ構成について説明すること。

ウ 制作体制

- a スケジュールについて説明すること。
- b 制作実施体制について説明すること。
- c 業務実績について説明すること。

(2) 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書等提出書（別記様式第4号）に次の書類を添付して行うこと。

- ア 企画提案書別紙（会社概要、実績等）（任意様式）
- イ 見積書（業務に係る事業費積算内訳）（別記様式第8号、内訳については任意様式）
なお、2(5)の委託額の上限を超えないようにすること。超えた場合は、失格とする。
- ウ 官公庁及び外郭団体の採用案内実績（過去5年以内）の類似品の提出、もしくは契約書のコピー

(3) 記入上の注意事項

- ア 成果物がイメージできるようにすること。
- イ 見積書について、見積価格の内訳が分かるように記載すること。

(4) 提出方法等

- ア 提出方法 7(3)に同じ
- イ 提出期日 令和7年6月25日（水）午後5時
- ウ 提出場所 7(4)に同じ
- エ 提出部数 5部（正本1部 副本4部（副本については複写可能とすること。））

(5) 企画提案書等の著作権等の取扱い

- ア 企画提案書の著作権は、当該企画案書を作成した者に帰属するが、当該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、本市に帰属すること。
- イ 本市はプロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。

(6) 留意事項

- ア 企画提案書等には、参加者が特定できる内容の記述（事業者名・個人名等）は行わないこと。
- イ 提出された企画提案書等の修正又は変更は認めない。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。また、市の了解なく公表及び使用してはならない。

10 企画提案の審査方法及び評価基準

(1) 審査委員会の設置

市職員採用案内パンフレット作成業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) プレゼンテーション等の実施

委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり行う。

ア 日時 令和7年7月上旬頃(実施日時・場所等は参加表明書提出以降に通知する。)

イ 実施方法

- a 1社ずつ呼び込み方式とし、1社の持ち時間は20分、質疑10分の計30分とする。
- b 審査の公平公正を期するため、参加者を特定できるような発言等をしないこと。
- c プレゼンテーションの方法については各社の任意とするが、内容は提案書の内容のみとし、追加資料等の配布は認めない。
- d プレゼンテーション等の説明者は補助者を含めて3名までとする。
- e スクリーン・プロジェクター、HDMIケーブル及び電源は本市が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は企画提案者が用意すること。
- f 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。
- g 応募者多数の場合は、書類選考を実施し、提案説明会の参加者を決定することとする。

(3) 評価項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の評価項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

ア 事業者に関する項目(配点10)

イ 企画提案書、プレゼンテーション等に関する項目(配点75)

ウ 見積価格に関する項目(配点15)

- (4) 委員会において上記10(3)の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し、順位を付け、最も評価点の高い者を優先交渉権者、次いで高い事業者を次点者として特定する。ただし、同点の場合は、委員長の決するところによる。
- (5) 得点の平均が配点の6割に満たない場合は、優先交渉権者又は次点者として特定しないものとする。
- (6) 提案事業者が1者である場合も審査を実施するものとする。
- (7) 委員会は非公開とする。
- (8) 最終選定結果については、優先交渉権者又は次点者に対して通知する。なお、審査の経緯及び結果に関する質問、説明要求、意見等は受付けない。

1.1 契約に関する事項

- (1) 契約は、選定された優先交渉権者と本市の間で業務内容や役割分担等について協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約により見積徴取を行い契約することを原則とする。
- (2) プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容(参考見積内容を含む。)をもって、そのまま契約するものではない。
- (3) 協議において疑義が生じた場合は、原則として本市の解釈によるものとするため、提出書

類等において曖昧な表現や記載を避けること。疑義の解消に要する費用は提案者の負担とする。

- (4) 選定された優先交渉権者との協議が不調となった場合又は失格となった場合は、次点者と協議を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する随意契約により見積徴取を行い契約する。
- (5) 契約は本市が作成した契約書により契約を締結する。
- (6) 本業務における成果品の著作権は本市に帰属するものとし、本市は本業務の成果品を自ら使用及び使用許諾した必要な範囲において第三者に対して、随時利用できるものとする。
- (7) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取扱い、契約目的以外に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後も同様とする。

12 その他

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、近江八幡市情報公開条例（平成22年近江八幡市条例第14号）に基づき、情報公開の対象となる。
- (3) 提出書類の著作権は、提出事業者に帰属するものとし、本市は事業者の選定にかかわる目的以外に使用しない。
- (4) 電子メール等の通信事故又は郵便等の事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (5) 使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (6) 提出された書類の変更は認めない。また採用・不採用にかかわらず返却しないものとする。
- (7) 審査経過及び結果に係るいかなる問い合わせにも応じない。
- (8) 7の参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（別記様式第4号）を提出すること。辞退届を提出し辞退した場合であっても貴社が不利益な取り扱いを受けることはない。また、辞退した者であっても企画提案書等の作成及び提出に要した費用は、辞退した者の負担とする。
- (9) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表する場合がある。
- (10) 次のいずれかに該当する者の参加は認めず、提出された書類は無効とする。
 - ア 実施要領等に示した本プロポーザルへの参加に必要な資格のない者が行った応募
 - イ 提出期限を過ぎてから提出書類の提出された場合。
 - ウ 参加表明書等の提出書類に虚偽の記載又は誤解を招く表現をしたものが行った応募。
 - エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な応募。
 - オ 委員会委員と不正な接触をする等、審査の公平性を害する行為又は害するおそれのあると認められる行為があった場合。
 - カ 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる事態に至った場合。
 - キ 信義に反する行為があった場合。

ク 公共事業、その他に関して違法行為等により指名停止、課徴金納付命令等の処分を受けている又は受けるに至った場合。

ケ その他実施要領等において示した条件等に違反した応募がされた場合。

- (11) 実施要領、仕様書等に変更があった場合は、参加表明者に通知する。
- (12) 公正なプロポーザルが確保できないと判断される場合は、プロポーザルを中止することがある。この場合における参加者が負担した費用については本市及び委員会は一切の責任を負わない。
- (13) 実施要領等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。

1 3 担当部署

〒523-8501 近江八幡市桜宮町2 3 6 番地 近江八幡市役所3階

近江八幡市総務部人事課

電話 0748-36-5554

FAX 0748-32-3237

e-mail 010410@city.omihachiman.lg.jp